

大学共同利用機関法人人間文化研究機構テニユアトラック制に関する規程

平成28年 3月28日

規程第143号

平成29年3月27日改正

令和 2年3月30日改正

令和 3年6月14日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）が採用する若手の研究教育職員（以下「教員」という。）に対し、テニユア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより、当該教員の研究及び教育に対する意欲を高め、優れた能力及びその資質の向上を図り、もって本機構における研究及び教育の充実に資するために導入するテニユアトラック制に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 テニユア 定年制が適用される教員としての身分をいう。
- 二 テニユアトラック制 任期を定めて採用し、テニユアトラック期間満了時まで、公正で透明性の高い審査を行い、可とされた者についてはテニユアを付与し、不可とされた者についてはテニユアトラック期間満了をもって退職する制度をいう。
- 三 テニユアトラック教員 テニユアトラック制の職に採用された教員をいう。
- 四 テニユアトラック期間 テニユアトラック教員として採用されてから審査を経てテニユアを付与されるまで（テニユアを付与されなかった場合には、テニユアトラック教員としての任期が満了するまで）の期間をいう。
- 五 機関 機構が設置する大学共同利用機関（国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館）をいう。

(テニユアトラック教員の職)

第3条 テニユアトラック制の対象となる職は、准教授又は助教とする。

- 2 前項に定める対象については、それぞれテニユアトラック准教授又はテニユアトラック助教と称することができる。

(テニユアトラックの期間)

第4条 テニユアトラックの期間は5年以内とする。ただし、当該テニユアトラック教員が当該任期中に、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第19条第1項第1号に定める休職となった場合又は大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第20条第1項に定める病気休暇、同規程第21条第2項第6号に定める産前休暇、同項第7号に定める産後休暇、人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程第4条に定める育児休業若しくは、人間文化研究機構職員の介護休業等に関する規程第4条に定める介護休業を取得した場合には、当該テニユアトラック教員の申出により、機構における有期雇用職員として労働契約法第

18条による通算される契約期間が10年を超えない範囲内で、当該休職、休暇及び休業期間に相当する期間を延長することができる。

(テニユアトラック制の実施)

第5条 機関がテニユアトラック制を実施しようとするときは、事前に、テニユアトラック制の対象となる研究分野、職名及びテニユアトラック期間並びにテニユアを付与した後に採用する職名及びテニユア審査の基準等を定め、機構長に届け出るものとする。

(同意及び説明責任)

第6条 テニユアトラック教員に採用する場合は、書面（別記様式第1号）により、採用される者の同意を得なければならない。

2 採用を行う機関は、前項の同意を得る場合には、実施するテニユアトラック制の内容その他必要な事項について、事前に書面により説明しなければならない。

(テニユア付与に係る審査)

第7条 テニユアトラック制を実施する機関は、テニユア付与に係る審査を行わなければならない。

2 前項の審査は、機構及び機関における研究教育職員の選考手続きに関する規程を準用し行うものとする。ただし、機関が選考の過程でテニユア審査のための個別の委員会を設置し審査することを妨げるものではない。

3 テニユア付与に係る審査は、原則としてテニユアトラック期間が満了する9月前までに終えるものとし、機関の長は、審査結果について、機構長へ報告するとともに、すみやかにテニユアトラック教員に通知するものとする。なお、テニユアを付与されなかったテニユアトラック教員に対しては、その理由を付して通知するものとする。

4 テニユアを付与されなかったテニユアトラック教員は、任期満了をもって退職するものとする。

(テニユア付与に係る審査結果に対する不服申立て)

第8条 テニユア付与に係る審査を受けたテニユアトラック教員は、テニユア審査結果に不服がある場合には、当該審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面（別記様式第2号）により機関の長に不服の申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、1回を限度とする。

2 機関の長は、前項による不服申立てを受けたときは、機関内で再審査を行い、不服申立てに対する措置を決定するものとする。

3 機関の長は、前項の決定内容について、機構長へ報告するとともに、原則としてテニユアトラック教員としての雇用期間が満了する1月前までに、当該教員に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、テニユアトラック制に関し必要な事項は、各機関が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

同 意 書

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構長 殿

（氏名）

印

私は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（機関名）にテニュアトラック教員として（所属・職名）に就任するに際し、大学共同利用機関法人人間文化研究機構テニュアトラック制に関する規程第 6 条の規定に基づき、下記のとおり任期により採用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第2号（第8条関係）

申 立 書

年 月 日

（機関名）長 殿

（氏名） 印

私は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（機関名）によるテニユア付与に係る審査の結果、テニユア付与を認めないこととなった旨の通知を受けましたが、大学共同利用機関法人人間文化研究機構テニユアトラック制に関する規程第8条に基づき、以下の理由により不服申立てをいたします。

〔審査結果の通知を受けた日〕 年 月 日

〔理由〕